

第118回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成30年 1月18日（木） 9:55～11:20

2 場 所 総務省第二庁舎 7階大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第106号の答申「薬事工業生産動態統計調査の変更について」
- (2) 諮問第109号の答申「住宅・土地統計調査の変更について」
- (3) 諮問第110号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 諮問第112号「家計調査の変更について」
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事概要

- (1) 諮問第106号の答申「薬事工業生産動態統計調査の変更について」

川崎産業統計部会長から資料1-1から1-3に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・調査の名称の検討は非常に難しい。薬事のように医薬全般を包括的に表現する名称が良いが、検討の結果、現在の調査名称が適切か再検討することが今後の課題となったものと理解した。名称は、短い方が良いが、長くても略称を使用すれば良いのではないかと思う。また、調査の名称に係る問題は今後も発生し得るものであるが、調査の名称から、それがどのような調査であるかすぐ分かるような視認性がある方が良い。今後、同様の課題が生じた時には、適宜対応することとしたい。

(2) 諮問第109の答申「住宅・土地統計調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から資料2-1、2-2に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・今後の課題において、単身世帯を中心とした世帯数の増加に対応した標本設計の見直しや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など近年増加している長寿化に伴う高齢者の住まいに関する調査事項の見直しなどが指摘されている。これらは、地方自治体の立場として、いずれも適切な指摘であり、今後、指摘された内容に沿って、調査実施者において更なる検証・研究をしていただきたい。
→高齢者の住まいについては、厚生労働省でも調査しているので、うまく連携して実態を公表できるように努めてもらえれば良いのではないか。
- ・他の統計調査との連携は、重要な指摘であることから、統計委員会としても、今後の検討課題として考えていきたい。
- ・答申案の結論について異論はないが、今回の報告者数の増加は「やむを得ないもの」と整理されたことに違和感がある。一定の統計精度を確保するためには、抽出単位の変化に応じて標本サイズが大きくなることはあり得ることから、「おおむね適当」又は「適当」と表現しても良いのではないか。
→これまでの答申では、「ただし」書きとして今回の調査計画における具体的な改善方策を示す場合には「おおむね適当」との表現を用いることが通例となっている。報告者数が20万世帯の増加となる中、今回の審議においては、改善方策を示すまでに至らなかったことや、報告者の視点から「やむを得ないもの」と整理した。
- ・答申案については、修正なしと整理したい。答申の表現を今後どうしていくかについては、どういう形にするのが適当なのか事務局で検討してもらいたい。

(3) 諮問第110号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」

北村匿名データ部会長から資料3-1、3-2に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、答申案は原案のとおり採択された。

なお、答申案に関連して、以下のように、北村部会長の指摘と西村委員長の回答があった。

- ・匿名データを作成する際に、本体調査である国民生活基礎調査の調査方法が制約

- になっていることが分かったので、国民生活基礎調査を検討する際には、匿名データ部会で議論になった調査方法などについての課題も考慮していただきたい。
- その検討には、統計委員会として何らかの形で関与できることをお願いしたい。
- 来年度以降、統計委員会として、統計の評価活動や棚卸し活動など新たな活動を予定しているので、その活動の中で、本体調査の持続可能性を含めた観点から、適切な対応ができないか考えたい。
- ・答申案の中で、リサンプリングの方法の検討を指摘したが、その検討の方向性が定まった段階で、匿名データ部会として意見交換をお願いしたい。
- 検討が後戻りしないように、「検討の方向性が定まった段階」ではなく、「予め」意見交換できるように、厚生労働省と事務局には、何らかの工夫をお願いしたい。

主な質疑は以下のとおり。

- ・答申案において、「本体調査の検討状況を踏まえる必要がある」とあるが、匿名データの本体調査である国民生活基礎調査の検討が先であり、それを踏まえて匿名データの検討を行うということを確認したい。
- 順序を逆にすることは考えていない。匿名データ部会で議論になった課題も考慮して本体調査が改善されるのがよろしいと思っている。
- 匿名データ側から本体調査への要望として受け止め、本体調査に変更があれば、その情報を匿名データ側に伝えるような形にしていきたい。

(4) 諮問第112号「家計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料4-1及び4-2に基づき、説明が行われ、総務省（統計局）から資料4-3に基づき、補足説明が行われた。本件は論点が限られていることから、人口・社会統計部会に付託することなく、統計委員会の審議で結論を得ることで合意され、審議結果の委員長整理を答申として採択することとされた。なお、答申の文言は委員長に一任の上、本委員会終了後、委員に送付することとされた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・今回、家計消費に関連する統計を同時・一体的に公表することにより、家計調査の月次結果の公表が一週間遅くなることについてはやむを得ない事情があると思うが、今後、安定的な結果公表ができるようになった際には、家計調査の月次結果だけでも元の公表時期に戻せないのか。また、単身世帯のデータが少ない中で、家計消費単身モニター調査（以下「モニター調査」という。）を新設したことは理解できるが、家計調査とモニター調査では、同じ調査事項ではあるものの、サンプルや世帯の属性が異なることから、調査結果が違って来る可能性があり、どのように説明していくのか。
- 今回から開始する関連統計の同時・一体的な公表については、将来的に、安定的な公表が可能となった際に、ユーザーの意見を聴きながら、改めて公表早期化を検討

してまいりたい。家計調査とモニター調査の属性については、御指摘のとおり異なるため、それぞれ適切な利用・分析がなされるよう、利用者へ誤解のないよう、公表時に注意喚起していきたい。

- ・今回の見直しは、家計消費の実態を的確に把握するための取組と認識している。ICTの利用については、調査員の研修を的確に行う必要があるが、どのように取り組むのか。また、最近の消費行動をみると、決済方式が現金だけでなく多様化している。そうした中でも、レシートは一定程度の活用が可能と考えられるが、今後のICTの活用の見通しを教えてください。
- ICTの利用については、都道府県の担当職員を集めた研修を行うほか、調査員に対して、実際にオンラインシステムを使用した実習を行っている。高齢の調査員が多い中で、積極的な意見や提案をいただきながら、オンライン化に取り組んでもらっている。また、本年1月から導入したオンライン家計簿は、レシートの読み取り機能を実装しているが、その精度を上げることや、レシートだけでなく、全ての帳票を写真撮影することにより家計簿入力に利用できるようにすることなど、より手軽に調査票（家計簿）が作成できる方法を目指しており、今後も、こうした改善に取り組んでいきたい。
- ・新たに作成・公表される消費動向指数について、内閣府はQEやGDP統計にどう活用するのか。
- 消費動向指数は、これから公表されるので、データの蓄積を待って検証し、どう反映するか考えていきたい。
- ・どの位の期間のデータが集まった時点で、データの活用を判断されるのか、見通しを教えてください。
- 家計消費状況調査が導入された際も、数年も待たずに検証したので、そのときの状況を参考にしたい。
- ・以上の議論を踏まえ、以下のとおり整理することとし、この整理を答申として採択した。

今回の変更は、総務省が、世帯全体の消費動向と経済全体の消費変動を包括的に捉えることを目的とした新たな消費指数として「消費動向指数（CTI）」を開発し、平成30年1月分から提供を開始することと合わせ、本調査の集計結果を含め、家計消費に関連する統計を同時・一体的に公表することにより、消費動向のより正確な把握や総合的な分析が可能となると考えられることから、適当である。

なお、計画の変更により、一部の公表時期について繰下げになるものもあることから、今回の変更の趣旨及び効果について、十分な広報及び周知が必要であることを付言する。

- ・また、審議の過程で示された以下の点については、調査実施者における今後の取組の中で留意する旨、議事録に残すという整理にした。

- ① 本調査は、平成30年1月分の調査から段階的にオンライン調査を導入し、家計簿の入力補助機能等による報告者の記入負担の軽減を図っているところであるが、今後、更なるICTの活用による調査の効率化及び結果精度の向上について、研究・開発を推進すること。
- ② 本調査結果の更なる利活用の向上に資するため、調査計画変更後の集計業務・公表作業の状況が安定した段階で、全体としての公表早期化の可能性について検討すること。
- ③ 本調査結果の公表に当たっては、本調査結果と同時・一体的に公表される関連統計とのデータ特性の相違等、利用上の留意点について、利用者への情報提供を充実させること。

(5) 部会の審議状況について

《産業統計部会報告》

川崎産業統計部会長から資料5に基づき、漁業センサスの変更について報告された。

(6) その他

次回の統計委員会は、2月20日（火）午前10時から開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>